

羽曳野市特別支援教育就学奨励費支給要綱

制 定 平成 2 5 年 3 月 2 9 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和 29 年法律第 144 号)の趣旨を踏まえ、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 81 条第 2 項に規定する特別支援学級に在籍する児童及び生徒の保護者に特別支援教育就学奨励費(以下「奨励費」という。)を支給することにより、保護者の経済的負担を軽減するとともに、特別支援学級への就学に必要な援助をすることにより、特別支援教育における教育の普及奨励を図ることを目的とする。

(受給資格)

第 2 条 奨励費を受けることができる者は、本市の区域内に住所を有する者で、特別支援学級に在籍する児童又は生徒の保護者及び小学校又は中学校に在籍する学校教育法施行令(昭和 28 年政令第 340 号)第 22 条の 3 に規定する障害の程度に該当すると認められる児童又は生徒の保護者(特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令(昭和 29 年政令第 157 号)第 2 条第 1 号又は第 2 号に該当する世帯に属する保護者に限る。)とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。

- (1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 13 条による教育扶助が行われている児童又は生徒の保護者
- (2) 羽曳野市就学援助規則(平成 19 年羽曳野市教育委員会規則第 1 号)に基づき就学援助費が支給されている児童又は生徒の保護者

(奨励費の対象費用及び支給額)

第 3 条 奨励費の対象となる費用は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新入学用品費
- (2) 学用品費等購入費
- (3) 学校給食費
- (4) 校外活動費(宿泊費を伴わないものに限る。)
- (5) 校外活動費(宿泊を伴うものに限る。)
- (6) 修学旅行費

(7) 体育実技用具費

- 2 支給額は、国が毎年度別途通知する単価を限度額として、予算の範囲内で前項に掲げる奨励費を支給する。

(申請手続)

第4条 奨励費の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、特別支援教育就学奨励費支給申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添付し、児童又は生徒が在籍する学校長の認印を押印の上で、羽曳野市教育委員会(以下「委員会」という。)に申請しなければならない。ただし、第2号に掲げる書類については、本市において証明できるときは提出を要しないものとする。

(1) 特別支援教育就学奨励費に係る収入額及び需要額調書(様式第2号)

(2) 世帯全員の収入を証する市町村が発行する書類

- 2 前項の申請は、あらかじめ委員会が指定した期間に行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

(1) 年度途中で特別支援学級に在籍することになったとき。

(2) 年度途中で本市に転入し、特別支援学級に在籍することになったとき。

(3) その他特別な事情により委員会がやむを得ないと認めるとき。

(支給の決定及び通知)

第5条 委員会は、前条第1項の規定により申請書の提出があったときは、申請者の同意を得て当該申請者に係る所得に関する事項について税情報等により審査を行った上で、奨励費の支給に係る認定についての可否を決定するものとする。

- 2 委員会は、前項の規定により認定の可否を決定したときは、速やかに、申請者に対しその旨を通知するものとする。

(支給の期間)

第6条 前条の規定により認定を受けた者(以下「認定者」という。)が奨励費の支給を受けることができる期間は、認定者が申請をした日が属する月(第4条第2項に規定する委員会が指定した期間内に申請をした場合にあつては4月)から当該年度の3月31日までとする。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(認定の取消し及び返還)

第7条 認定者が、次の各号のいずれかに該当したときは、委員会は奨励費の認定を

取り消し、すでに支給した奨励費の全額又は一部を返還させることができる。

(1) 申請者が辞退したとき。

(2) 児童又は生徒が、本市の小学校又は中学校の特別支援学級に在籍しなくなったとき。

(3) 虚偽の申請により支給を受けていることが判明したとき。

(4) その他委員会が奨励費の認定の取り消しが必要と認めたとき。

(奨励費の支給及び委任)

第 8 条 奨励費の支給は、各学期末に、認定者の指定する口座に振り込むことにより行うものとする。ただし、認定者が奨励費の受給及び執行を学校長に委任した場合は、当該学校長の指定する口座に振り込むことにより行う。

2 認定者が学校給食費その他の奨励費に係る学校徴収金を滞納した場合は、認定者は、奨励費の受給及び執行を学校長に委任しなければならない。

(実績報告)

第 9 条 委員会は、毎年度終了後、奨励費について市長に実績報告を行うものとする。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、奨励費に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。